

**静岡県告示第349号**

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）第3条の知事が指定する基準を定める。

平成29年4月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第10条の2第1項の規定に基づく、建築物の各部分の耐力、変形限度等の基準（平成29年静岡県告示第219号）1（i）（建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第4号イに係る部分に限る。）とする。

**附 則**

この告示は、平成29年10月1日から施行する。